

# 厚生常任委員会

令和6年9月17日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎溝部真紀子

井上 卓也

中川 議長

○濱 真理子

横田 敏文

齋藤 文夫

宮崎 和彦

## 2. 理事者出席者

町 長

総務部長

住民生活部次長

同課長補佐

国保医療課長

環境対策課長

住民課長

中西 和夫

西巻 昭男

北 典子

明石 将樹

猪川 恭弘

東浦 寿也

峯川 敏明

副町長

住民生活部長

福祉課長

子育て支援課長

同課長補佐

同課長補佐

加藤 惠三

栗本 公生

中原 潤

佐谷 容子

細川 友希

土谷 純

## 3. 会議の書記

議会事務局長

福田 善行

同係長

吉川 也子

## 4. 審査事項

別紙のとおり

|            |                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | <p>開会（午前９時００分）</p> <p>署名委員          宮崎委員、濱委員</p>                                                                                                                                                                                   |
| 委員長        | <p>おはようございます。</p> <p>全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。</p> <p>初めに、町長の挨拶をお受けします。    中西町長。</p>                                                                                                                           |
| 町 長        | <p>（ 町長挨拶 ）</p>                                                                                                                                                                                                                    |
| 委員長        | <p>最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。</p> <p>会議録署名委員に、宮崎委員、濱委員のお二人を指名します。お二人にはよろしく願います。</p> <p>本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりです。</p> <p>初めに、１．付託議案、（１）議案第３５号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。</p> <p>理事者の説明を求めます。    猪川国保医療課長。</p> |
| 国保医療<br>課長 | <p>おはようございます。</p> <p>議案第３５号 斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。</p> <p>はじめに、議案書を朗読させていただきます。</p> <p>（ 議案書朗読 ）</p>                                                                                                           |
| 国保医療<br>課長 | <p>それでは、条例の改正内容についてご説明を申しあげます。</p> <p>議案書末尾の条例（要旨）をご覧いただきたいと思います。条例本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただき、本要旨をもちまして説明に代えさせていただきますと思いますので、よろしくお願いを申しあげます。</p> <p>今回のひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正につきましては、児童扶養</p>                                       |

手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年11月1日に施行され、児童扶養手当法施行令の一部が改正されますことから、当該法令の規定を準用しております本条例において所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、児童扶養手法施行令の改正によりまして、本条例において準用しています所得制限の規定について、令和6年11月1日から所得制限額が引き上げられるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2. 施行期日等でございます。（1）施行期日は、令和6年11月1日から施行することとしており、（2）適用区分としましては、この条例による改正後の斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第35号、斑鳩町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

なにとぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 濱委員。

濱委員 すみません、対象者っていうのは、だいたいどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 今回、6年度の更新におきまして、所得制限において徐外になった方、13世帯いらっしゃられましたので、その方が、11月1日以降に、対象になりますが、その中で3世帯が助成を受けていただけるようになるというふうには、現次点では、把握しております。

委員長

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第35号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第36号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療  
課長

議案第36号 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

国保医療  
課長

それでは、条例の改正内容につきまして、議案書末尾の条例(要旨)をもって説明させていただきたいと思います。

条例本文、新旧対照表の朗読につきましては、省略をさせていただきますので、よろしくお願いを申しあげます。

今回の国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法の改正に伴いまして、令和6年12月2日以降、現行の国民健康保険被保険者証が廃止されることを受け、規定の整理が必要なことから、所要の改正を行うものがあります。

内容につきましては、国民健康保険法第9条に定めます被保険者証の交付及び返還に係る規定が削除されますので、その条文の整理を行うものでございます。

次に、2. 施行期日等でございます。（1）施行期日は、令和6年12月2日から施行することとしており、（2）適用区分としまして、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものであります。

以上、議案第36号、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

なにとぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしく願いを申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 濱委員。

濱委員

すみません、よくわからないんですけど、罰則のところで削除されるということですけど、これは、今までの保険証は返しなさいというところですけども、今度カードになると、それはどんなふうに関わってくるのでしょうか。同じように、なんて言うのかな、著しく規定による届け出をせずというところは、どういうふうに扱われるのでしょうか。

委員長

猪川国保医療課長。

国保医療  
課長

保険証がなくなるということになりますので、従前の規定では、返還等をうたっておりましたが、それはなくなります。

今回はそれについて、12月2日以降については、そういった返しなさいという規定はなくなるんですけども、それに対して、いわゆる、適正に対応していくというかたちになっておりますので、具体的に返還するという規定がな

くなるというかたちになります。

濱委員

新旧対照表のところの一番下のところにも、この過料というのは、いきてるわけですね。そしたら、マイナンバーカードをもっていたら、それは、そのまま使えるということになるということですか。

国保医療  
課長

いわゆる、悪質なそういった届出のないような滞納者については、今後、従前の資格証明書というのがありましたけれども、それにかわって、今度は特別療養費という形で、あなたは10割負担ですよというような、適用していくというかたちで対応するというふうに変わっていく形です。

濱委員

あまりよく分からないんですけども、マイナンバーカードにしていない人ってというのは、今度も従前の保険証を使いながら、その後は、資格証というのが送られてくるというふうに思っているんですけども、マイナンバーカードにきちっとした人というのか、そういう人たちが虚偽の届出というか、そういうところに該当すると、そのマイナンバーカードについては、返しなさいとかそういうのは全然ないわけですか。

国保医療  
課長

マイナンバーカード自体は、返還とかそういうのはございませんので、国民健康保険の資格を、停止するってわけではないですけども、資格はあるんですけども、今は3割負担でいけるところを、10割負担にしていくというような方法になっております。

委員長

中川議長。

議 長

保険の資格はあるけれども、10割負担って、保険の資格がないのと一緒に違いますの。

委員長

猪川国保医療課長。

|            |                                                                                                                                                                                                      |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国保医療<br>課長 | <p>保険の資格があるということは医療機関で診療を受ける場合に、保険診療というかたちで受けれますので、資格がないということであれば、そもそもが、自由診療というようなかたちになってしまいますので、いわゆる１０割負担というかたちで。</p>                                                                               |
| 議 長        | <p>いやいや、診察受けるのはええやん。１０割負担というのは、保険がきいてないから、保険適用になってないんやろ。１０割負担やから。</p>                                                                                                                                |
| 国保医療<br>課長 | <p>おっしゃるとおり、窓口で負担を１０割してくださいというかたちになります。ベースで計算するのが、いわゆる保険適用のなかで、点数を計算されて、医療機関のほうで、それ以外の保険がないっていう、完全になんもないっていうことで、ことになりますけれども、国内では、どこかの保険には加入されていますので、そういった場合は、保険加入ですけれども、１０割負担になるという状況です。</p>         |
| 議 長        | <p>なんべんも同じこときくけれど、１０割負担しまんねんな。１０割負担になんねんやろ。１０割負担になるってことは、保険が適用されていないのと一緒にやなって言うてんねんで。</p> <p>保険の資格はあるけれども、１０割負担って言われたらややこしいなと思って。</p>                                                                |
| 委員長        | <p>栗本住民生活部長。</p>                                                                                                                                                                                     |
| 住民生活<br>部長 | <p>今は、資格確認書、マイナンバーカード持っていない人は資格確認書で確認すると、そこで著しく、１年以上滞納があれば、１０割負担になりますよという規定になっているので、国民健康保険なんですけれども、保険税を納めてない方については、１０割負担ということになっております。</p> <p>国民健康保険の対象者なんですけれども、保険料を納めてないので、１０割負担ですよということになります。</p> |

委員長

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第36号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第38号 令和6年度塵芥収集車（ダンプトラック車）の取得についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、1. 付託議案 (3) 議案第38号 令和6年度塵芥収集車（ダンプトラック車）の取得について、ご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

環境対策  
課長

塵芥収集車につきましては、購入後、15年～20年を年次更新の目安としており、修繕の状況などにより、現場とも相談をしながら、更新を行っているところでございます。

この度、所有をしておりますダンプトラック車1台が、平成7年10月に購入後、29年目を迎えることや、半導体不足などの影響から、発注後、納品が1年以上かかりますことから、収集車両の故障による収集業務に支障をきたすことがないよう万全を期するため、ダンプトラック車を新たに1台取得することにつきまして、その価格が700万円を超えますことから、地方自治法第9

6条第1項第8号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2枚目をご覧くださいませでしょうか。

去る8月14日に、指名競争入札を行いまして、契約金額につきましては、815万4,810円となっております。契約の相手方につきましては、新明和工業株式会社流体事業部営業本部関西支店、なお、納期につきましては、本議会におきまして、議決を賜りましたならば、本契約を締結し、令和8年3月19日以内に納車を行って参りたいと考えております。

以上、1. 付託議案(3) 議案第38号 令和6年度塵芥収集車(ダンプトラック車)の取得につきましてのご説明とさせていただきます。

なにとぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 中川議長。

議長 前回、取得の時も聞いてんけれど、これメーカーどこでんの。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策 車体本体はいすゞのほうになります。

課長

委員長 ほかにございせんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございせんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第３８号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（４）議案第４０号 令和６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療  
課長

それでは、議案第４０号 令和６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申しあげます。

はじめに議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

国保医療  
課長

今回の補正予算は、県支出金等の返還に係る予算補正などで、歳入歳出それぞれ１６２万１千円を追加し、歳入歳出それぞれ２８億２，４５２万１千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきましてご説明申しあげます。

補正予算書の７ページをお願いします。はじめに歳入であります。初めに、第７款 諸収入、第２項 雑入、第４目 歳入欠かん補填収入であります。歳出の前年度繰上充用金の補正に伴う減額、及び今回の補正予算から生じた財源を歳入欠かん補填収入で調整するものであり、６１万１千円の増額をお願いするものであります。

次に、第８款 国庫支出金、第１項 国庫補助金、第１目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金であります。国民健康保険の被保険者証の廃止に伴い加入者情報を被保険者に送付するための費用として１０１万円の増額をお願いするものでございます。

続いて、９ページをお願いいたします。歳出でございます。まず、第１款 総務費、第１項 総務管理費、第１目 一般管理費であります。歳入で申しあげました加入者情報の送付のため郵送費用として、役務費で１０１万円の増額

をお願いするものであります。

次に、第8款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第2目 償還金でございます。令和5年度の特定健康診査等県負担金などの精算に伴う超過交付分の返還が生じたことから、償還金で165万9千円の増額をお願いするものであります。

次に、第10款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金であります。執行額の確定に伴いまして、104万8千円の減額をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読いたします。

（ 予算総則朗読 ）

国保医療  
課長

以上で、議案第40号 令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明といたします。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決賜りますようお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（ な し ）

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第40号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（５）議案第４１号 令和６年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中原福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第４１号 令和６年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 はじめに、保険事業勘定であります。

今回の補正予算の主な内容は、令和５年度の本特別会計の決算額の確定に伴う繰越金と、国及び県の負担金並びに支払基金からの交付金の精算に関するものなどで、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２，９０９万円を追加し、歳入歳出それぞれ２７億５，３３９万円とするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の７ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、歳入予算でございます。第４款 支払基金交付金、第１項 支払基金交付金、第１目 介護給付費交付金で５５９万１千円の増額補正を、第５款 県支出金、第１項 県負担金、第１目 介護給付費負担金で８４６万４千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第９款 繰越金、第１項 繰越金で、令和５年度の本特別会計の決算において、歳入額が歳出額を上回りましたことから、その差額を令和６年度に繰り越すため、１，５０３万５千円の増額補正をお願いするものでございます。

９ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算でございます。順序が逆になりますけれども、第５款諸支出金、第１項 償還金及び還付加算金について説明をいたします。令和５年度の決算額の確定により、第１目 第１号被保険者保険料還付金で、還付すべき過年度分の保険料の見込額が確定いたしましたことから、これを還付するための経費として１６万４千円の

減額補正を、第2目 償還金で、介護給付費に係る国の負担金について、また、地域支援事業に係る国及び県の交付金、支払基金交付金等について、それぞれ超過交付となりましたことから、これらを償還するための経費として2,042万2千円の増額補正をお願いするものでございます。

また、第5款 諸支出金、第2項 繰出金で、令和5年度の低所得者保険料軽減負担金決算額の確定により、町の負担分が超過交付となりましたことから、これらを一般会計へ繰出しするための経費として10万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第3款 基金積立金、第1項 基金積立金に戻っていただきまして、ただ今、ご説明申しあげました令和5年度の決算額の確定に伴う歳入と歳出の補正額において生じた差額872万3千円について、基金に積み立てますよう、増額補正をお願いするものでございます。

次に、介護サービス事業勘定でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ106万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,696万8千円とするものでございます。恐れ入りますが、補正予算書の16ページをお開きいただけますでしょうか。

歳入予算でございます。第2款 繰越金、第1項 繰越金で、令和5年度の執行額の確定に伴い、歳入額が歳出額を上回ったことから、その差額106万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

18ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正でございます。第3款 予備費、第1項 予備費では、今回の予算補正から生じました財源106万8千円の留保のための増額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

( 予算総則朗読 )

福祉課長

以上、議案第41号 令和6年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

なにとぞよろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第41号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第42号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療  
課長

それでは、議案第42号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

国保医療  
課長

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ107万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ6億1,133万2千円とするものでございます。

補正予算書の予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。はじめに、歳入であります。

まず、第4款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金で

ございます。郵便費用の改正に伴う増によりまして、事務費繰入金で6万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第6款 諸収入、第2項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金であります。保険料償還金の増に伴います広域連合還付金で89万5千円の増額をお願いするものであります。

第6款 諸収入、第3項 雑入であります。これらの広域連合の支出及び歳入、先ほども説明申しあげました歳入欠かん繰上充用等で補正に伴いまして、歳入で11万5千円の補正をお願いするものでございます。

続いて、9ページをお開きください。歳出でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。

先ほど申しあげました郵便料金の改定による増として、1万5千円の増額をお願いするものでございます。次に、第2項 徴収費、第1目 徴収費であります。同じく郵便料金の改定のほか、需用費の増として19万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第3款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金及び還付加算金であります。過年度保険料の償還増によりまして89万5千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第5款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金でございます。前年度繰上充用金の額の確定に伴いまして、2万2千円の減額補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

( 予算総則朗読 )

国保医療  
課長

以上、議案第42号 令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての説明といたします。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決賜りますようお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第42号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7) 議案第47号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療  
課長

それでは、議案第47号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

国保医療  
課長

それでは、規約の改正内容についてご説明を申し上げます。

議案書末尾の規約変更の(要旨)につきまして、朗読をもって説明と代えさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

今回の規約の一部改正につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正によりまして、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が廃止されることを受け、規約の整理が必要なことから、所要の改正を行うものでございます。

規約改正内容につきましては、被保険者証及び資格証明書の記載を資格確認

書等の記載に改めるものでございます。

施行期日につきましては、令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上、議案第47号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約についてのご説明とさせていただきます。

なにとぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第47号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題とします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策  
課長 それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

6月の本委員会におきましてご報告をさせていただいておりました、可燃ごみ、そして生ごみの戸別収集モデル事業の実施概要がまとまりましたことから、そのご報告をさせていただきます。

資料1をご覧くださいませでしょうか。

まず、実施期間でございますが、令和7年4月から、令和7年9月末までの半年間としております。モデル事業実施期間中におきまして、モデル自治会におけるアンケート調査や、収集業者との協議等を行うことで、問題や課題などを抽出するとともに、改善を加えながら進めて参りたいと考えております。

次に、収集の方法でございますが、モデル事業実施自治会におきましては、戸別収集及びステーション収集の併用型で考えております。各世帯でお考えをいただき、生活スタイルに合わせ、戸別で排出をされる方が便利な方は戸別で、ステーションへの排出の方が便利な方は、ステーションに排出していただくと考えております。

次に、モデル自治会でございますが、斑鳩町東地区で約1千世帯程度、斑鳩町西地区で約1千世帯程度のモデル自治会を選定し、自治会の方をお願いをして参りたいと考えております。

次に資料裏面にまいりますが、モデル自治会の収集日でございますが、まず可燃ごみにつきましては、東地区・西地区ともこれまで同様、東地区は毎週火・金曜日。西地区は毎週月・木曜日でございます。モデル事業により少し変則となりますのは、生ごみの回収となり、東地区では、戸別で生ごみを出される方、また、自治会内に設置をいたします生ごみ回収容器に生ごみを出される方は、可燃ごみと同様毎週火・金曜日でございますが、西地区については、戸別で生ごみを出される方は、可燃ごみと同じ毎週月・木曜日となりますが、生ごみ回収容器に出される方は、毎週火・金曜日となります。

次に、排出方法でございますが、まず、可燃ごみにつきましては、戸別で出される場合、集積所へ出されるのと同様に、町指定可燃ごみ袋に収納し、玄関先に排出をしていただきます。また、カラスや猫等の被害防止のための容器やネット等をご使用いただくことも可能としております。集積所の方に出される方は、これまでと何ら変わりはありません。

次に、生ごみでございますが、戸別で排出される場合、小袋に入れ、口をしばった状態で、カラスや猫等の被害防止のため、容器に収納して排出をしていただきます。この容器につきましては、風等で飛ばされないように、各家庭におきまして、重石やくくりつけをするなどして、対策を講じていただくようお願いをして参ります。生ごみ回収容器に出される場合は、これまでと何ら変わり

はございません。

また、戸別で出すか、また、集積所や生ごみ回収容器へ出すかについては、それぞれの家庭で、その時の都合等により選択いただけることとしております。

以上が、戸別収集モデル事業の実施概要であります。

今後の進め方といたしましては、資料にも書かせていただきましたモデル自治会を確定し、選定いたしましたモデル自治会への事業協力のお願いや、モデル自治会住民説明会の開催などを進め、令和7年4月実施に向け取り組んで参りたいと考えております。

以上、継続審査であります、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 横田委員。

横田委員 1点確認ですけれど、この3番のモデル事業候補地域っていうのは、どんな基準で選定されたのか教えていただけますか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 モデル事業の候補地域の資料の小分類、A地区からH地区のそれぞれにおいて、現在生ごみの分別収集モデル事業に参加をされている自治会や、高齢世帯の多い地域、また、共働き世帯など、比較的若い世帯が多い地域、また、比較的、区画整理をされている地域や、狭い公道などが多い地域などを考えまして、選定をさせていただいたところでございます。

横田委員 わかりました。

委員長 齋藤委員。

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 齋藤委員       | <p>わかんないんですけど、モデル事業実施期間っていうのが、来年の4月から9月までになっていまして、この期間で戸別収集の状態を確認して、実際にやるのは、来年の10月からやるっていう意味なんですか。それとも、モデル事業と実際に全体でやるっていうのと、関係は、どんな関係になっているのか、教えてもらえませんか。</p>                                                                                                                    |
| 委員長        | <p>東浦環境対策課長。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 環境対策<br>課長 | <p>モデル事業の実施期間につきましては、さきほども申されましたように、令和7年4月から令和7年9月末までの半年間で実施をしてまいります。全町実施につきましては、その後、課題等を抽出するなかで、課題等の回答の検討を含めたり、また、予算等の関係もございますから、早くとも、令和8年度以降になるのかと考えております。</p> <p>モデル事業実施期間終了後については、モデル事業を実施していただいた地区につきましては、先行地域というかたちで、継続して取り組んでいただくようなかたちで進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。</p> |
| 齋藤委員       | <p>ということは、モデル事業を実施しない地域については、令和7年度は今までどおりにやるっていうことなんですか。</p>                                                                                                                                                                                                                     |
| 環境対策<br>課長 | <p>そのとおりでございます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 齋藤委員       | <p>もうひとつ教えてもらいたいのは、5番目のですね、排出方法の生ごみの戸別のところに書いてあります、小袋に入れ、口をしぼった状態で、容器に収納し排出ってことは、容器っていうのは今使っている容器を使うってことでしょうか。</p>                                                                                                                                                               |
| 環境対策<br>課長 | <p>容器につきましては、今現在、さらなる分別や、資源化の促進をはかるため、モデル世帯に配布するかどうかにつきましても、検討をしているところでございます。その検討結果によりましては、ご自身でご負担いただくこととな</p>                                                                                                                                                                   |

った場合は、例えば今お使いいただいているバケツを利用いただいても結構ですし、使い勝手の良い容器がございましたら、各自、ご負担いただくこともやっていただいても結構かというふうに考えております。

齋藤委員 小袋に入れってというのは、いわゆるビニール袋なんかには生ごみを入れて、それを容器に入れて、出しなさいっていうことでよろしいのでしょうか。

環境対策  
課長 そのとおりでございます。

齋藤委員 ということは、その生ごみ入れたビニール袋、それは、またどっかのタイミングでもって、ビニール袋から生ごみを出して、それでもってリサイクルするってということになるのでしょうか。

環境対策  
課長 各世帯から排出されました生ごみ、小袋ごと回収をさせていただきまして、資源化、業者のほうで破碎処理をして、資源化処理に回していきたいというふうに考えております。

齋藤委員 前に聞いた話では、容器に生ごみと可燃ごみを一緒に入れて出すっていうふうな話をちょっと聞いたんですけれども、これはなしにして、可燃ごみは袋に入れて、今の可燃ごみの袋に入れて出してください。生ごみは容器に入れて出してくださいと、二つに分けて出しなさいっていうことでよろしいのでしょうか。

環境対策  
課長 まず、生ごみは必ず小袋に入れて出していただきたい。生ごみと可燃ごみを分別していただきますと、例えば、可燃ごみ、猫、カラス等に荒らされることも少なくなるかと思えます。容器につきまして、二つ必要なのかということでございますけれども、例えば、回収方法としましては、可燃ごみの回収後、生ごみのモデル地域、回収まわる予定を考えているところでありますので、例えばひとつの容器に、下に生ごみを入れていただいて、その上に可燃ごみをいただくと、容器はひとつですむかというふうに考えているところでござい

ます。

齋藤委員 先ほど、生ごみの戸別収集のところで、容器を町が用意するみたいな話を聞いていましたけれども、それは大きなバケツを用意してくれるということでしょうか。

環境対策課長 現在、検討しておりますのは、生ごみの排出いただく容器で考えておるところでございますので、1世帯あたりのだいたいの排出量等々の大きさを含めて、大きさなども検討していきたいと考えていきたいと考えております。

齋藤委員 しつこくて申し訳ないですけども、生ごみのバケツありますね、下に水分が抜けるようなバケツ、あれはもう使わないで、別に用意するってということなんでしょうか。

委員長 栗本住民生活部長。

住民生活部長 現在、検討しておりますのは、収集の効率が良いように、今まで生ごみについては箱に入れて出していただきましたけれども、袋回収を基本と考えてます。その袋については町のほうで、みなさんに、モデル地域にまずはお配りしようとは考えているんですけども、その箱については、まずはいったんは各自、用意していただいて、そのモデル事業を進めていくなかで、町で検討する必要があるならば、検討していこうということで、今のところ、戸別収集については、あの容器はもう必要ないという判断はしておるんです。

齋藤委員 しつこくて申し訳ないですけども、今、小袋を用意するって話ありましたけど、家にあるビニール袋にいれて出すんじゃなくて、町が小袋を用意するってということなんでしょうか。

住民生活部長 各自サイズの違う袋とかいろいろ出されますと、破碎作業に影響する可能性がありますので、袋を統一して用意するほうが、今、破碎作業がしやすいので

はないかと業者と協議してますので、もちろん業者のほうで、各自どんな袋でもいいですよということになりますと、各自用意していただくということも考えられるんですけども、今、スーパーなんかでもレジ袋が有料になっておりますので、なかなか各自で毎週毎週、袋を用意するのも大変かなということで、町でお配りをしようかなということで、現在、検討しているところでございます。

齋藤委員      わかりました。イメージとしては、大きなポリバケツを各自用意して、その中に生ごみは小袋に入れなさいと、それから可燃ごみは、今使っている可燃ごみの袋に入れておきなさいと。蓋を閉めて、そして上に石かなんかを置いて、もし、倒れそうなら置きなさいと、そんなイメージで回収するという事でよろしいのでしょうか。

住民生活  
部長      分別をきちんとしていただいたら、必ずしも、可燃ごみは箱に入れていただく必要はないと思うんですけども、各自気になるようでしたら、ひとつの箱に生ごみと可燃ごみを入れていただいても結構です。可燃ごみはそのまま袋で出していただいて、生ごみだけをなんかの容器に入れていただいて出していただくということでも可能でございます。

齋藤委員      分かりました。ありがとうございます。

委員長      濱委員。

濱委員      すみません、まずは、モデル事業の候補地の表ですけども、さきほどの説明は、高齢者が多いところだとか、共働きであるとか、狭いところとかそういうような説明がありましたけれども、それぞれのところの状況を調べて、あとで検討するということですけども、この表のなかにあるところは、今、生ごみの現在の、そこに登録されていないところもあるということだと思うんですけども、どういう調査のあとの検討をするふうに思っているのかちょっと分からないんですけど、ここに書いてあるのをきっちと、ここはどういう地区で

あるのかってというようなことをね、細分化してもらわないことには、その後、どうしていこうかっていうこと、ざっとしたことでは、数がね、ここはどうだったっていうことでなく、細かくしないことには、後の評価っていうんですか、そののところに影響すると思うので、ぜひともそのところはきちっとしていただいてと思うんです。

それから、話の中にありましたけれども、可燃ごみにカラスや猫が、あまり来ないようになるだろうということで、現在、生ごみを袋か何かに入れて、可燃ごみのところに入れて、出してはるところというのは、猫もカラスもきますけれども、生ごみを別にしても、可燃ごみのところでは、やっぱり食品の臭いであったりとか、そう言ったものっていうのは十分あるので、減るかもしれないですけども、そこにカラスや猫が来ないだろうっていうのはちょっと考えが、ちょっと浅いなっていうふうに感じましたので、ひとつはそのことで、先ほど齋藤委員のほうからありましたけれども、バケツであったりとか、ネットであったりとか、容器であったりとか、こういったものっていうのを、それぞれの家に求めるっていうのは、ちょっと大変になるんじゃないかなと、私は思うんです。さきほど言いましたように、可燃ごみであっても、猫やカラスっていうのは十分にそこをひきちらしているっていうのは、今でもありますのでね、減るかもしれないですけども、皆無にはならないなと思っています。

だから私が思うのは、最初のこの、モデル地区に頼もっていうところ、交渉してもいややっていうところだって出てくるかもしれないですけども、結果的に調査の対象としてお願いするモデル地区っていうのは、細分化してその情報っていうのをきちっととっていただきたいなと思います。以上です。

委員長

宮崎委員。

宮崎委員

ちょっと3点だけ聞かせていただきたいんですけど、将来的な問題なんですけど、これ戸別したら今言っているようにネット、今、斑鳩町で自治会の方で配っていただけてますけども、これ個別に全部配る、要望があったら全部配れるという格好にするのか、あともうひとつは可燃ごみと生ごみを今、分けてないところありますよね、それも将来的に分けて出していただくのか、あと、こ

れ効率よく収集すると言っているけど、違反ごみとかあったらこれひとつずつ全部見ていかないとだめだと思うんですけど、その辺をどう考えてこういうふうにやろうと考えておられるのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 まず、ネットの要望があれば配布するののかというご質問でございますが、現在のところは全世帯に配布するという検討はしておりません。二つ目の可燃ごみ、生ごみにつきましては、いずれはやる、資源化率を上げるために、また経費の削減のためにも、完全分別を目指して取り組んでいきたいというふうに考えております。

最後、違反ごみにつきましては、今もやはりルール違反のある現状でございます。各家庭、戸別になった場合、なかなか各家庭で全国的にされている自治体からしますと、やはり各家の前にルール違反ごみが出されるというのは非常に少ない。特定されますので、集積所でのルール違反ごみが若干増えるのではないかと懸念しております。そのあたりはしっかりルール違反ごみの対策について、集積所の利用者と共有をしながら対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

宮崎委員 わかりました。ネットとかその辺はまた将来的なことやからまた検討していただきたいと思います。あと、集積率を上げようと思って職員の方やとか、集めて帰るかたが、狭い道とか結構ありますんでね、その辺事故のないように、よく検討して進めていっていただきたいと思いますんで、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 例えば可燃ごみの中に生ごみが入っておったら、ルール違反ごみとはしない、それはそれとしても回収するということによろしいでしょうか。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長    | 東浦環境対策課長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 環境対策課長 | できるだけ分別いただくように、その辺は説明をさせていただきたいと思いますが、家庭のご事情等々ございますので、可燃ごみの中に生ごみが入っていたとしても、今すぐにはルール違反として置いて帰るようなことはございません。                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 委員長    | ほかにございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|        | ( な し )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 委員長    | <p>これをもって、質疑を終結します。</p> <p>継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。</p> <p>次に、３．各課報告事項を議題とします。</p> <p>(１) 議案第３９号 令和６年度斑鳩町一般会計補正予算(第５号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉課長。</p>                                                                                                                                                                                                           |
| 福祉課長   | <p>それでは、議案第３９号 令和６年度斑鳩町一般会計補正予算(第５号)について、住民生活部が所管いたします内容について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、歳入からご説明させていただきますので、補正予算書の８ページを開きいただけますでしょうか。</p> <p>はじめに、第１５款 国庫支出金、第２項 国庫補助金では、第２目 民生費国庫補助金で、児童手当の支給事務について、郵便料金の改定に伴い、通信運搬費を増額することから、子ども・子育て支援事業費補助金７万円の増額をお願いするものでございます。</p> <p>次に、第１９款 繰入金、第２項 特別会計繰入金では、第１目 介護保険事業特別会計繰入金で、令和５年度の低所得者保険料軽減繰出金の精算により、１０万９千円の増額をお願いするものでございます。</p> |

10ページから11ページのところをお願いいたします。次に、第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、国の新型コロナウイルス感染症予防接種費用の見直しに伴う、接種費用増額分について、助成金が交付されることから、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金1,494万円の増額をお願いするものでございます。以上が、歳入の補正内容でございます。

続きまして、12ページから13ページをお願いいたします。歳出予算の補正についてでございます。はじめに、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第3目 老人福祉費で、郵便料金の改定による通信運搬費14万1千円の増額、第5目 医療対策費では、令和5年度の福祉医療費助成事業県費補助金の精算に伴い、超過交付分を返還することから160万7千円の増額、第7目 障害福祉費で、郵便料金の改定による通信運搬費3万4千円の増額、令和5年度の障害児入所給付費等国庫負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから422万6千円の増額、第11目 後期高齢者医療費で、郵便料金の改定による通信運搬費の増額に伴う、後期高齢者医療特別会計への繰出金6万8千円の増額をお願いするものでございます。次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、令和5年度の就学前教育・保育施設交付金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから557万円の増額、第5目 児童手当支給事業費で、郵便料金の改定による通信運搬費7万円の増額をお願いするものであります。

14ページから15ページをお願いいたします。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第2目 感染症予防費で、歳入で申しあげました国の新型コロナウイルス感染症予防接種費用の見直しに伴い、第12節 委託料と第18節 負担金補助及び交付金あわせて1,494万円の増額、第22節 償還金利子及び割引料で、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから1,530万4千円の増額、第3目 母子衛生費で、出産・子育て応援交付金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから859万円の増額をお願いするものでございます。

以上、議案第39号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

( な し )

委員長

議案第39号 令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）については、当委員会の所管にかかる事項について報告を受けたことを確認します。

他に理事者側から報告しておくことはございませんか。

佐谷子育て支援課長。

子育て支援課長

町立保育園の給食におきまして、異物混入が2件ございましたのでこの場をお借りいたしまして、ご報告させていただきます。

いずれも、たつた保育園で、同じ製造業者から納入したパンにおいて発生したもので、給食調理員または保育士が発見し、子どもたちは喫食しておりません。

1件目は、7月18日、個包装で納入した食パンのうち、未開封の1枚に黒い斑点が付着していることを給食調理員が発見いたしました。専門機関での調査の結果、製造業者におけるパンの個包装の際に、生息していたシバンムシが食パンと一緒に梱包されたものと判明いたしました。

2件目は、7月25日、個包装で納入したコッペパンのうち、未開封の1個のコッペパンの表面に灰色の異物が付着していることを保育士が発見しました。調査の結果、製造業者で使用しているニトリル手袋の再生紙パッケージの一部が手袋に付着し、その再生紙がパンに付着したものと考えられるとのことでした。

このことから、パンの製造業者に、今後、このようなことが起こらないように厳重に注意を行いましたところ、製造業者から、害虫駆除会社監督のもと、包装機および工場内の清掃を徹底して行うこと。また、包装・出荷・運送時にも細心の注意をはらい、異物混入の防止に努める旨の報告がありました。

町としましても、製造業者及び給食調理洗浄業務委託会社、保育所職員に対して、子どもたちに安全な給食を提供する体制について再度指導を行ったとこ

ろです。

以上、子育て支援課より報告させていただきます。

委員長

北住民生活部次長。

住民生活  
部次長

健康対策課より、新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害の認定についてご報告させていただきます。

70歳代の女性が、令和4年11月29日に、町内のかかりつけ医において、5回目の接種をされた新型コロナウイルス感染症予防接種の健康被害について、国より、令和6年8月9日付で、死亡一時金、葬祭料が認定されました。

国の審査結果では、認定疾病名は急性心不全で、認定理由といたしましては、被接種者の高血圧症及び糖尿病の基礎疾患が原因となった可能性はありますが、接種後の経過を考慮するなか、予防接種も原因となった可能性が否定できないとの判断により決定されました。

給付額につきましては、予防接種健康被害給付費負担金の交付申請後、決定されます。

なお、国からの給付額が決定された際には、補正予算の専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害の認定についてのご報告とさせていただきます。

委員長

これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。

齋藤委員。

齋藤委員

二つ目の件ですけども、これは接種を受けた後、なんか異常が出ておったんでしょうか、それとも特に何もなくて、後で亡くなって調べたらそれが原因かもしれないということだったんでしょうか。

|             |                                                                                                                                                     |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員長         | 北住民生活部次長。                                                                                                                                           |
| 住民生活<br>部次長 | この5回目の接種をされた6日後に、ご本人がみぞおちのあたりに不快感があったということと、あと嘔吐されたということで、次の日に接種されたかかりつけの病院のほうに受診されて、点滴も受けられて様子をみられていたんですけども、その日のうちにお亡くなりになられたという状況になっております。        |
| 委員長         | 中川議長。                                                                                                                                               |
| 議 長         | 今の、国が認定して、さっき次長、補正予算、決定したら金額が決定したら補正予算言わはったけど、これ町経由で遺族のところに支払いはるのかな。                                                                                |
| 委員長         | 北住民生活部次長。                                                                                                                                           |
| 住民生活<br>部次長 | こちらの給付金につきましては、一旦町のほうが県のほうに、もう一度この給付金の申請をいたしまして、県から国に対して報告があがります。その後、また国のほうから額が決定いたしましたら町のほうに、町のほうで申請しておりますので、町のほうにおりてきまして、申請者にお支払いするという流れになっております。 |
| 委員長         | ほかにございませんか。 齋藤委員。                                                                                                                                   |
| 齋藤委員        | さっきの件、亡くなった遺族は、亡くなってしまって残念だと思うんですけども、特に町とか国とか、県とかに困るとかね、そういうトラブルみたいなものはないんでしょうか。                                                                    |
| 委員長         | 北住民生活部次長。                                                                                                                                           |
| 住民生活        | この認定につきまして、国から報告がありましたので、ご家族のところにも                                                                                                                  |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 部次長     | その結果に基づいてご説明させていただきました。その件につきましては、給付金等の関係につきまして、一定の理解をいただいているところでございます。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 委員長     | <p>ほかにございませんか。</p> <p>( な し )</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 委員長     | <p>ないようですので、各課報告事項については終わります。</p> <p>次に、４．その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。</p> <p>中川議長。</p>                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長     | １０月から、先ほど課長、委員会始まる前にお聞きしたんですけど、令和７年度４月からかな、入園児の募集の申し込みにかかる規定っていうんか、どういふものがあるのか教えていただけますか。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 委員長     | 佐谷子育て支援課長。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 子育て支援課長 | <p>毎年新年度の園児募集につきまして、そちらの入園申し込みのしおりというものを作成しておりまして、それを１０月１日から窓口で配布し、その１０月１日から第一次募集としまして、月末までに申し込みをいただくという形を取っております。</p> <p>こちらにつきましては、一旦そちらで締め切らせていただきましたあと、第一次選考をいたしまして、その方らにつきましては、だいたい年内をめどに決定をさせていただきますして、二次募集としまして、２月末ごろまでをめどに今度募集、受付をしまして、その結果については３月に、その結果を送付させていただくというか、お知らせさせていただくということで、例年と同様にさせていただきますこうと思っております。以上です。</p> |

議 長 要件っていうのかな、こういう家庭しか無理ですよっていうのが、なんか決まりありますか。

子育て支援課長 こちらにつきましては、保育の実施につきましては、第2号、第3号の保育サービスを受ける方につきましては、就労されている方ということで、就労証明書をいただいて、そちらに基づきますが、求職中でも申し込めますので、求職されている方は求職してますという申し出等をいただけてます。

また、例えばその方が健康上に保育ができないというようなご事情がございましたら、そちらのほうにつきましても、どのようなお困りごとで保育ができないかというご事情をお聞きしまして、診断書等をつけていただいてそれに基づきまして、保育に欠けるということが確認できたら、保育サービスを申し込んでいただいて、それをですね、保育の決定するときの点数表がございまして、その点数表に基づきまして、公正に決定していくということにしております。以上です。

議 長 その就労証明書っていうのはいつの分っていうのか、10月に申し込むんであれば、10月に働いてないとだめなのか、7年の4月からでもいいのか、その辺はどうですやろ。

子育て支援課長 就労証明書につきましては、10月1日現在で働いておられるということを確認しまして、来年4月から7月入園分までの受付をさせていただくということにしております。以上です。

議 長 ある保護者の相談でしてんけど、若い夫婦で斑鳩町の借家にお住まいで、斑鳩町の中でおうちを購入するという計画で、その購入する中で奥さんも働きに出ないと生活がしんどいということで、子どもを家で見られないから保育園に入りたい、そやけど今はお父さんとお母さん、夫婦と子どもさんの3人暮らしやから奥さんが家で見てるけど、働きに出るとなったら子どもを見るものが誰もいてない、家の中に、申し込むにも今は働けないから家にいてるから申し込めないんですかという相談がありました。今、働きたかっても預けるところな

いんです、見てもらう人がいてないんです。4月からの入園やのになんで今、働いてなかったらだめなんですかっていう相談でした。どうでしょうか。

子育て支援課長 様々なご家庭で、様々なご事情があることは感じているんですけども、認識もしておるんですけども、来年度申し込みということを早めに確定したいというご要望もあり、長年このように、秋に募集をして年内に保育所の入所決定をしてきたというふうに認識しております。その時点の決定におきましては、現時点で働いておられる方がどうしても優先になりますけれども、ただ申し込みができないということは認識しておりませんで、その方が求職予定であるということを書いていただければ、来年度の申し込みはできるというふうに考えております。以上です。

議長 確認させていただきます。7年の4月1日からどここの会社で就職しますという予定があれば、申し込みができるということでもいいんですね。

子育て支援課長 その予定というよりは、むしろ現在今、求職中ですということで、来年4月から就労予定ということの、求職中ということになりますので、どうしても求職中になりますと、優先度は低くなってはしまうんですけども、お申し込みはいただくことはできるというふうに認識しております。以上でございます。

議長 ということは、4月1日から働きたいけど、今現在働きたかっても働きたいおうちは申し込みできないことなんですね、ほんなら。

子育て支援課長 今現在、求職中ということで、しているというよりも、その時点で求職されているということになると思いますので、来年4月1日に就職予定で求職中ですというお申し出はいただきたいと思います。ですので、申し込みができないということではございませんで、申し込みをしていただくことはできると考えております。

議長 休職中というのは勤めている人が休んでいるのが。

子育て支援課長　　すみません、求める職の求職中ということで、大変不手際がございまして申し訳ございませんでした。というお話でございますので、現在、職を求めているという状況でお申し込みという形になるかと思います。以上です。

議　　長　　そしたら申し込めるということで理解できましたので、そのようにお伝えしておきます。

委員長　　ほかにございせんか。

（　　な　　し　　）

委員長　　ないようですので、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございせんか。

（　異議なし　）

委員長　　異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございせんか。

（　異議なし　）

委員長　　異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。　中西町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会します。  
お疲れさまでした。

( 午前10時25分 閉会 )